



令和3年12月15日

羽曳野市 報道提供資料

(問合せ先)
こども未来室 家庭支援課

子育て世帯への臨時特別給付金について

【内 容】

12月13日の国会における政府答弁を踏まえ、当初予定しておりました「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」の5万円と追加の5万円分もあわせて、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、現金10万円を一括して年内に支給いたします。

1. 支給予定日 令和3年12月27日（月）
2. 支給金額 児童1人当たり100,000円
3. 支給対象者 令和3年9月分の児童手当受給者
（特例給付で支給されている方は除く）
4. その他 高校生年齢の方、新生児、公務員の方については別途申請手続き必要となります。現在、申請書類等を準備しており、準備が整い次第
当市ウェブサイトへ掲載します。